

## 環境部事業年表

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
大正 6 年度 (1917年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町営の清掃所・じん芥焼却場設置（2月）</li> </ul>
昭和24年度 (1949年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大町名越のじん芥焼却場完成</li> </ul>
昭和26年度 (1951年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大町名越のじん芥焼却場操業開始（5月）</li> </ul>
昭和27年度 (1952年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿収集を委託により開始(12月) 360…25円、180…15円</li> </ul>
昭和29年度 (1953年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃法制定（4月）</li> <li>清掃条例制定（12月）</li> </ul>
昭和31年度 (1956年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大船じん芥焼却場完成（11月） 1日の処理能力…11.2 t</li> </ul>
昭和36年度 (1961年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全市の約半分の世帯のし尿のくみ取りを直営化(6月) 料金はくみ取り券方式(米屋で販売) 360…30円、80…20円</li> <li>し尿化学処理場完成(11月) 1日のし尿処理能力…8時間操業で100kℓ</li> <li>ごみ収集直営化（1月） 10日に1回一般ごみと生ごみを混合収集</li> <li>ポリ容器による生ごみ収集の試行（2月）</li> </ul>
昭和37年度 (1962年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭のごみの清掃手数料無料化（4月）</li> </ul>
昭和38年度 (1963年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿くみ取り料金を人数割に(4月) 作業伝票方式：1人月額40円</li> </ul>
昭和39年度 (1964年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境整備審議会条例公布・施行（6月）</li> </ul>
昭和40年度 (1965年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>名越清掃工場（じん芥焼却場）完成（1月） 1日の処理能力…150 t</li> </ul>
昭和43年度 (1968年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿化学処理場改修工事完成（8月） 1日のし尿処理能力…150kℓ</li> <li>一部宅造地区でダストボックス方式開始（12月）</li> </ul>
昭和45年度 (1970年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>腰越、材木座地区で紙袋収集を試行（6月） 1週間に2回、一般ごみと生ごみを混合して紙袋に入れ、指定日に指定場所に出す。</li> <li>廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定（12月）</li> </ul>
昭和46年度 (1971年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大町地区で紙袋収集開始（以降順次切替）（6月） 切り替えに伴い危険物不燃物収集を開始 月2回</li> <li>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行（9月）</li> </ul>
昭和47年度 (1972年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大口契約のごみ処理手数料改定（4月） 回収10回／月 1 kg…2円 回収15回／月 1 kg…4円 回収16回／月 1 kg…5円</li> <li>廃棄物の処理及び清掃に関する条例公布・施行（4月）</li> <li>し尿処理手数料を条例に規定（4月） 一般家庭1人月額40円 実量(お店や事業所など)360…70円、随時(仮設トイレなど)360…70円</li> <li>あき地の環境保全に関する条例公布・施行（10月）</li> <li>廃棄物の不法投棄の防止に関する条例公布・施行（10月）</li> <li>紙袋収集の切替え完了（3月）</li> </ul>
昭和48年度 (1973年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>今泉清掃工場（じん芥焼却場）完成（5月） 1日の処理能力 11 t →150 t</li> </ul>

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
昭和48年度 (1973年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市で燃えないごみの分別収集を開始（7月） 月1回:非金属類（プラスチック類含む）</li> <li>・燃えないごみの収集を月4回実施、燃えるごみの収集日も全面変更（3月） 第1・3週指定曜日に非金属類 第2・4週指定曜日に金属類</li> </ul>
昭和50年度 (1975年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿二次処理施設改修工事完成（5月）</li> <li>・大口契約のごみ処理手数料改正（12月） 収集回数制から従量制へ 1月1,000kg未満 1kg…5円 1月1,000kg以上 1kg…7円</li> <li>・し尿処理手数料改定（12月） 実量（お店や事業所など）360…150円、随時（仮設トイレなど）360…150円</li> </ul>
昭和52年度 (1977年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回鎌倉クリーンキャンペーン実施（6月）</li> </ul>
昭和54年度 (1979年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今泉清掃工場改修工事完成（3月）</li> </ul>
昭和55年度 (1980年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大口ごみ契約のごみ処理手数料改正（6月） 1月1,000kg未満 1kg…10円 1月1,000kg以上 1kg…15円</li> <li>・し尿処理手数料改定（6月） 一般家庭1人月額110円 実量（お店や事業所など）360…200円、随時（仮設トイレなど）360…200円</li> </ul>
昭和56年度 (1981年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名越清掃工場改修工事完成（1月） 公害対策を充実 1日の処理能力…150トン</li> </ul>
昭和59年度 (1984年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾電池の分別収集開始（10月）</li> <li>・し尿一次処理施設改修工事完成（12月） 1日のし尿処理能力…120kℓ</li> </ul>
昭和61年度 (1986年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ処理手数料の改正及び軽減措置実施（7月） 一般家庭 1kg…3円 " 1m<sup>3</sup>…850円 " 持ち込み無料 集団回収 2分の1</li> <li>・収集方法変更（1月） 第1・3週指定曜日に金属類 第2・4週指定曜日に非金属類</li> </ul>
平成2年度 (1990年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイエットかまくら'90運動開始（4月）</li> <li>・資源回収奨励金制度実施（4月）</li> <li>・生ごみ処理容器モニターによる試験的実施（5月）</li> <li>・燃えるごみの週3回収集実施（7月）</li> <li>・プラスチック類を燃えるごみの分類に変更</li> </ul>
平成3年度 (1991年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理容器購入費助成制度実施（4月）</li> <li>・牛乳パック回収箱設置（4月）</li> <li>・庁内オフィスごみの分別回収実施（4月）</li> <li>・再生資源の利用の促進に関する法律制定（4月）</li> <li>・かながわ海岸美化財団発足（4月）</li> <li>・ごみ問題懇談会発足（5月）</li> <li>・廃棄物搬入届書制度開始（7月）</li> <li>・ごみフェスティバル開催（9月）</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画策定（9月）</li> <li>・建設木屑の所外処理委託実施（10月）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正（10月）</li> <li>・再生資源の利用の促進に関する法律施行（10月）</li> </ul>

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成 4 年度 (1992年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ごみ集積所看板購入費助成制度実施 (4月)</li> <li>• 植木ごみの減量化・資源化の試行開始 (8月)</li> <li>• ごみ処理施設建設懇話会発足 (10月)</li> <li>• 廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例公布 (12月。平成5年(1993年)4月施行)</li> <li>• ごみ問題懇話会提言書受理 (3月)</li> </ul>
平成 5 年度 (1993年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 多量排出事業者の減量計画書の提出を義務化 (9月)</li> <li>• 第2回ごみフェスティバル開催 (9月)</li> <li>• 廃棄物減量化等推進員制度発足 (10月)</li> <li>• ごみ減量化・資源化協力店制度発足 (11月)</li> <li>• 廃棄物減量化及び資源化推進審議会発足 (3月)</li> <li>• し尿二次処理施設改修工事完成 (3月) 硝化・脱窒素処理      砂ろ過・活性炭処理</li> </ul>
平成 6 年度 (1994年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生ごみ処理機非電動型 (室内型) 助成開始</li> <li>• 第3回ごみフェスティバル開催 (10月)</li> <li>• (仮称)資源リサイクルセンター都市計画決定の認可(12月)</li> <li>• 環境基本条例公布・施行 (12月)</li> <li>• 鎌倉市役所エコオフィス化推進方針策定 (3月)</li> </ul>
平成 7 年度 (1995年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生ごみ処理機電動型助成開始</li> <li>• 第1回環境フェスティバル開催(第4回ごみフェスティバル) (6月)</li> <li>• (仮称)資源リサイクルセンター工事着手 (6月)</li> <li>• 観光ごみ拠点回収事業実施 (6月)</li> <li>• 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律制定 (6月)</li> <li>• 観光散乱ごみ拠点回収 (鎌倉駅東口他2箇所) 開始 (6月)</li> <li>• 浄化槽雨水貯留施設設置補助制度開始 (9月)</li> <li>• 廃棄物減量化及び資源化推進審議会の答申 (1月)</li> <li>• 環境基本計画策定 (2月)</li> <li>• 新分別収集モデル事業実施 (2月)</li> </ul>
平成 8 年度 (1996年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第2回環境フェスティバル開催(第5回ごみフェスティバル) (6月)</li> <li>• 市の全施設 (83箇所) オフィス紙ごみ分別開始 (7月)</li> <li>• 新分別収集説明会開始 (10月)</li> <li>• ごみ半減都市宣言 (11月)</li> <li>• ごみ半減計画の策定 (11月)</li> <li>• 環境保全行動指針策定 (3月)</li> </ul>
平成 9 年度 (1997年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 笛田リサイクルセンター開設 (4月)</li> <li>• ごみ排出容器として透明・半透明袋の義務化 (4月)</li> <li>• 地域の資源集団回収の全市域実施 (4月)</li> <li>• ごみ処理手数料改定 (4月) 大口契約            1kg…20円 粗大・片付ごみ    1kg…8円</li> <li>• 建設木屑の受け入れ廃止 (4月)</li> <li>• 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律一部施行 (4月)</li> <li>• し尿処理手数料改定(4月) 実量(お店や事業所など)360…400円、随時(仮設トイレなど)360…400円</li> <li>• 第3回環境フェスティバル開催 (第6回ごみフェスティバル) (6月)</li> <li>• 今泉クリーンセンター管内5分別 (資源物、燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、粗大ごみ) 収集実施 (7月)</li> <li>• 名越クリーンセンター管内5分別 (資源物、燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、粗大ごみ) 収集実施 (10月)</li> <li>• 飲食用カン・ビンの分別収集開始 (10月)</li> <li>• 植木剪定材の分別収集開始 (10月)</li> </ul>

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成10年度 (1998年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回環境フェスティバル開催（第7回ごみフェスティバル）（5月）</li> <li>・一般廃棄物の収集運搬業・処分業などの許可申請手数料等改定（6月） 5,000円→10,000円</li> <li>・一般廃棄物の収集運搬業・処分業などの許可証有効期間の変更（6月） 1年→2年</li> <li>・浄化槽清掃業許可申請手数料改定（6月） 5,000円→10,000円</li> <li>・浄化槽清掃業許可証有効期間の変更（6月） 1年→2年</li> <li>・資源集団回収奨励金の変更（7月） 団体：4円/kg→2円/kg 業者：3円/kg→5円/kg</li> <li>・横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会を設立（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町）（7月）</li> <li>・し尿の汚水処理の二次処理施設を廃止し、下水道に放流を開始（3月）</li> </ul>
平成11年度 (1999年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却残さの溶融固化実験及び試行実施（8～12月）</li> <li>・資源集団回収の回収品目の統一、クリーンステーションの利用（11月）</li> </ul>
平成12年度 (2000年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律完全施行（4月）</li> <li>・焼却残さを全量溶融固化実施（4月）</li> <li>・資源集団回収の収集日を月2回に統一（4月）</li> <li>・資源集団回収奨励金額の変更（4月） 団体：2円/kg→1円/kg</li> <li>・ごみの減量化・資源化を進める市民会議発足（5月）</li> <li>・鎌倉アダプト・プログラム開始（10月）</li> <li>・ペットボトルの分別収集開始（11月）</li> <li>・植木剪定材に係る受入代金徴収開始（事業者搬入分）（12月） 1kg…7円</li> <li>・循環型社会形成推進基本法制定（1月）</li> <li>・鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例公布 （3月。平成13年(2001年)10月施行）</li> </ul>
平成13年度 (2001年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非電動型生ごみ処理機購入費助成率の引き上げ 5割→9割（4月）</li> <li>・ごみ減量化・資源化キャンペーン開始（5月）</li> <li>・ごみ半減計画推進対策本部設置（6月）</li> <li>・クリーンアップ市内一斉清掃を実施（6月）</li> <li>・天然ガス自動車導入（9月）</li> <li>・ごみ半減出前説明会開始（9月）</li> <li>・生ごみ処理機指定協力販売店制度開始（9月）</li> <li>・ごみ半減ニュース創刊（10月）</li> <li>・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「循環型社会の形成に向けた鎌倉市の取り組み方針について」（諮問）（11月）</li> <li>・ごみ半減非常事態宣言（11月）</li> <li>・クリーンセンターのピット前での事業系ごみ排出状況調査開始（11月）</li> <li>・まち美化推進重点区域に鎌倉駅周辺と大船駅東口周辺を指定（11月）</li> <li>・くらしの点検シート発行（12月）</li> <li>・事業系多量排出事業所訪問・事業系一般廃棄物排出量等調査開始（1月）</li> <li>・植木剪定材堆肥化事業 事業系竹・笹・シュロ受入開始（1月）</li> <li>・廃棄物減量化及び資源化推進審議会一次答申（1月）</li> <li>・声かけふれあい収集開始（2月）</li> <li>・ごみ半減計画見直しを市長が表明（2月）</li> <li>・資源回収奨励金制度廃止（3月）</li> <li>・し尿の公共下水道希釈放流（固形物）設備改修（3月）</li> </ul>

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成14年度 (2002年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿の委託収集区域の拡大(4月)</li> <li>・し尿の公共下水道へ希釈放流開始(4月)</li> <li>・電動型生ごみ処理機購入費助成率の引き上げ 5割→7割5分(5月)</li> <li>・植木剪定材受入代金改定 1kg 7円→8円(5月)</li> <li>・植木剪定材の資源化の拡大(直径15cm以上の丸太の資源化)(5月)</li> <li>・ごみ半減計画見直しに関する説明会を開催(5月)</li> <li>・今泉クリーンセンター改修計画策定調査(7月～10月)</li> <li>・生活環境整備審議会委員委嘱「鎌倉市一般廃棄物処理施設整備のあり方について」諮問(8月)</li> <li>・まち美化推進重点区域に北鎌倉駅周辺と大船駅西口周辺を指定(9月)</li> <li>・循環型社会形成推進協力金制度実施(10月)</li> <li>・粗大木くずの資源化処理開始(10月)</li> <li>・事業所排出先実態調査(11月～平成15年(2003年)2月まで)</li> <li>・今泉クリーンセンター焼却処理の休止(11月)</li> <li>・名越クリーンセンターダイオキシン類削減対策等工事完成(11月)</li> <li>・ごみの一部自区外処理開始(12月)</li> <li>・事業所の点検シート発行(12月)</li> <li>・鎌倉市役所地球温暖化対策実行計画策定(12月)</li> <li>・鎌倉市グリーン購入基本方針・平成15年度調達方針策定(12月)</li> <li>・かまくら環境子どもかるた制作(2月)</li> <li>・クリーンかまくら連絡会設立(3月)</li> </ul>
平成15年度 (2003年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物拠点回収箱を市役所本庁舎及び各行政センターに設置(4月)</li> <li>・ごみ収集車両2人乗車開始(5月)</li> <li>・容器包装プラスチック分別収集一部地域で試行開始(9月)</li> <li>・ごみ処理手数料改正(10月) <ul style="list-style-type: none"> <li>事業系(処分) 1kg 10円→13円</li> </ul> </li> <li>・植木剪定材受入代金改定(10月) <ul style="list-style-type: none"> <li>1kg 8円→10円</li> </ul> </li> <li>・地球にやさしい行動アンケート実施(12月)</li> <li>・資源物(飲食用カン・ビン、紙類、布類、植木剪定材、ペットボトル)毎週収集開始(2月)</li> <li>・紙類(紙パック、ミックスペーパー、新聞、雑誌、段ボールなど)と布類の収集日を統合(2月)</li> <li>・環境省の環境評価プログラムに参加登録(2月)</li> <li>・循環型社会形成推進協力金制度廃止(3月)</li> <li>・鎌倉市深夜花火の防止に関する条例公布(3月。平成16年(2004年)4月施行)</li> </ul>
平成16年度 (2004年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3R推進事業奨励金交付制度実施(4月)</li> <li>・植木剪定材受入代金改定(4月) <ul style="list-style-type: none"> <li>1kg 10円→11円</li> </ul> </li> <li>・し尿の委託収集区域の拡大(4月)</li> <li>・し尿処理手数料改定(10月) <ul style="list-style-type: none"> <li>実量(お店や事業所など)360…600円、随時(仮設トイレなど)360…600円</li> </ul> </li> <li>・中学生による“地球にやさしい行動”推進事業実施(10月)</li> <li>・鎌倉市落書き防止条例公布(12月。平成17年(2005年)4月施行)</li> <li>・今泉クリーンセンターダイオキシン類削減対策等工事完成(3月)</li> <li>・ごみの一部自区外処理終了(3月)</li> </ul>
平成17年度 (2005年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿の委託収集区域の拡大(4月)</li> <li>・し尿の公共下水道への無希釈放流を開始(6月)</li> <li>・環境教育の推進に関するシンポジウム開催(6月)</li> <li>・マイアジェンダ登録“もったいないバージョン”の個人登録呼びかけ(8月)</li> <li>・容器包装プラスチック分別収集全市で開始(10月)</li> </ul>

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成17年度 (2005年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植木剪定材の自区外処理開始（10月）</li> <li>・ごみ処理広域化に関する4市1町（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町）首長会議において、ごみ処理広域化は、横須賀市、三浦市及び葉山町の2市1町と、鎌倉市及び逗子市の2市での2グループ体制で、当面のごみ処理広域化の推進を確認（12月）</li> <li>・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会を設置（2月）</li> <li>・ごみ処理広域化に関する4市1町首長合意事項書を締結（3月）</li> </ul>
平成18年度 (2006年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿の収集運搬業務を全て委託化（4月）</li> <li>・鎌倉市・逗子市でのごみの広域処理について覚書を締結（4月）</li> <li>・不燃残さを全量溶融固化実施（4月）</li> <li>・第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画策定(10月)</li> <li>・植木剪定材の処理費を受入代金から処理手数料に変更、料金を改定(10月) 1kg 11円→13円</li> <li>・生活環境整備審議会「鎌倉市一般廃棄物処理施設整備のあり方について」答申（3月）</li> <li>・鎌倉・逗子首長面談。2市でのごみ処理広域化について協議を行っていくことを確認（3月）</li> <li>・第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画生活排水処理基本計画策定(3月)</li> </ul>
平成19年度 (2007年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済み食用油の分別収集開始（4月）</li> <li>・鎌倉市災害廃棄物等処理計画・処理行動計画を策定（5月）</li> <li>・粗大ごみの処理手数料改定。シール制を導入（10月）</li> <li>・市民が市の施設に一度に大量に持ち込む臨時ごみの処理手数料を有料化（10月） 10kg…40円（ただし100kg未満の場合は1回につき100円）</li> <li>・鎌倉・逗子首長面談。生ごみの資源化についての逗子の対応は20年3月までに明らかにすることとした。（11月）</li> <li>・鎌倉市環境教育推進計画策定（12月）</li> <li>・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、生ごみ資源化施設整備については、逗子市は参画しないことを表明（3月）</li> <li>・鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画策定（3月）</li> <li>・第2次まち美化行動計画策定（3月）</li> <li>・落書きのないまちづくり行動計画策定（3月）</li> </ul>
平成20年度 (2008年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉・逗子首長面談。焼却施設及びその他の資源化施設等の整備については、今後も両市で協議することを確認（4月）</li> <li>・生活環境整備審議会委員委嘱（6月）</li> <li>・路上喫煙の防止に関する条例公布（9月。平成21年度4月施行）</li> <li>・「鎌倉市一般廃棄物処理施設の再編整備のあり方について」諮問（1月）</li> <li>・路上喫煙禁止区域に鎌倉駅周辺と大船駅周辺を指定（1月）</li> <li>・逗子市長が、逗子市議会平成21年度施政方針説明において、逗子市内の焼却施設について、既存炉の大規模改修により、少なくとも10年間を超える延命化を行う方針を表明（2月）</li> </ul>
平成21年度 (2009年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物減量化及び資源化推進審議会委員委嘱（6月）</li> <li>・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の改定について」（諮問）（1月）</li> <li>・平成18年4月24日付で締結した2市（鎌倉市・逗子市）でのごみの広域処理に関する覚書を合意の上解除し、同日付で2市でのごみ処理に関する今後の協議について、燃やすごみを共同で焼却処理するための施設を新たに設置するに当たり、燃やすごみのごみ質を統一することを前提に、各市における生ごみ資源化施設等の稼働を踏まえ、広域焼却施設の整備及び両市の「ごみ処理広域化実施計画」の策定について協議する旨の確認書を取り交わした(2月)</li> <li>・山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設基本構想・基本計画（案）を策定（3月）</li> </ul>

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成22年度 (2010年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市長が山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設建設に代わる代替案を3カ月以内に発表することを定例会見で表明（8月）</li> <li>• 新たなごみ処理方策として「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設整備に代わる、ごみ焼却量削減等検討結果」を発表（11月）</li> <li>• 市政政策会議において、バイオマスエネルギー回収施設を建設しないで、ごみを減量・資源化する方針を決定（1月）</li> <li>• 生活環境整備審議会から「平成21年10月5日提出の『今後の焼却ごみの処理方法及び最終処分場のあり方について』提言をもって審議を終了する」旨報告（2月）</li> <li>• 鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画を改定（3月）</li> </ul>
平成23年度 (2011年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• リユース食器利用費補助金交付制度開始（4月）</li> <li>• 竹・笹・シュロ類の植木剪定材収集開始（4月）</li> <li>• 第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画（中間見直し）について答申（6月）</li> <li>• 第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画（中間見直し）策定（6月）</li> <li>• 廃棄物減量化及び資源化推進審議会委員委嘱（10月）</li> <li>• 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「循環型社会の形成に向けた鎌倉市の取り組み方針について」（諮問）（10月）</li> <li>• 生ごみ処理機モデル地区3団体（「鎌倉ハイランド自治会」「津町内会」「レーベンスガルテン山崎自治会」）で計60台の生ごみ処理機の貸与（10月～11月）</li> <li>• 生活環境整備審議会委員委嘱（11月）</li> <li>• 生活環境整備審議会「鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について」（諮問）（11月）</li> <li>• 鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、新焼却炉建設に関する勉強会を開催（1月）</li> <li>• 地域（西御門自治会）及び事業者（医療法人湘和会湘南記念病院）で大型生ごみ処理機モデル事業を開始（3月）</li> <li>• 鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例公布（3月。平成24年4月施行）</li> </ul>
平成24年度 (2012年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 鎌倉市ごみ焼却施設基本構想(案)の策定に着手（6月）</li> <li>• 布団・畳の資源化開始（6月）</li> <li>• 市役所で非電動型生ごみ処理機の直接販売開始（7月）</li> <li>• 産業廃棄物木くずの少量（100kg以下）の受入中止（かんなくずを除く）（10月）</li> <li>• 鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、新焼却炉建設に関する勉強会を開催（8月、11月、2月）</li> <li>• 戸別収集モデル事業を七里ガ浜、鎌倉山、山ノ内の3地区、約3,500世帯を対象に実施（10月）</li> <li>• 名越クリーンセンター基幹的設備改良工事に着手（12月）</li> <li>• 鎌倉市小規模水道及び小規模受水槽水道に関する条例公布（12月。平成25年4月施行）</li> <li>• 事業系ごみの受入拒否を定めた条例施行、今泉クリーンセンターに自走式コンベアごみ投入検査機を導入（1月）</li> <li>• 廃棄物減量化及び資源化推進審議会への諮問「循環型社会の形成に向けた鎌倉市の取り組み方針について」に対し、「平成25年度から平成27年度までの第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画（中間見直し）の再構築について」及び「家庭系ごみの戸別収集の導入について、家庭系ごみの有料化について及び事業系ごみ処理手数料の改定等について」答申（3月）</li> <li>• 事業者（株式会社紀ノ國屋）で大型生ごみ処理機モデル事業を開始（3月）</li> </ul>
平成25年度 (2013年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 鎌倉市環境基本計画第2期改訂版一部改定（4月）</li> <li>• 鎌倉市ごみ焼却施設基本構想を策定（6月）</li> <li>• 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「鎌倉市の最適な資源化のあり方について」（諮問）（8月）</li> <li>• 生活環境整備審議会「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画の策定について」（諮問）（8月）</li> </ul>

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成25年度 (2013年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、新焼却炉建設に関する勉強会を開催（8月、11月、3月）</li> <li>• 環境審議会「鎌倉市エネルギー基本計画の策定について」（諮問）（10月）</li> <li>• 環境審議会「鎌倉市エネルギー基本計画の策定について」（答申）（3月）</li> <li>• 鎌倉市エネルギー基本計画を策定（3月）</li> </ul>
平成26年度 (2014年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「鎌倉市の最適な資源化のあり方について」（答申）（5月）</li> <li>• 事業系大型生ごみ処理機に対する設置補助金制度開始（8月）</li> <li>• 羽毛ふとんの資源化開始（8月）</li> <li>• 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について」（諮問）（8月）</li> <li>• 鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、新焼却炉建設に関する勉強会を開催（8月、10月（2回）、1月）</li> <li>• ごみ処理手数料改定（10月） 事業系 10kg 130円→210円</li> <li>• 環境審議会「鎌倉市環境基本計画の見直しについて」（諮問）（1月）</li> <li>• 製品プラスチックの分別収集開始（1月）</li> <li>• 鎌倉市エネルギー実施計画を策定（3月）</li> <li>• 生活環境整備審議会「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画の策定について」（答申）（3月）</li> <li>• 今泉クリーンセンター焼却停止（3月）</li> </ul>
平成27年度 (2015年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家庭系燃やすごみと燃えないごみの有料化を開始（4月） 50：10円、100：20円、200：40円、400：80円</li> <li>• ごみ処理手数料改定（4月） 臨時ごみ収集 1 m<sup>3</sup>：2,200円→4,200円 臨時ごみ持込 100kg未満：1回100円→100kg以下：1回500円 100kg以上：10kgにつき40円→100kg超は10kgにつき200円</li> <li>• 新ごみ焼却施設最終建設候補地公表（4月）</li> <li>• 名越クリーンセンター基幹的設備改良工事完成（7月）</li> <li>• スズメバチの巣の駆除業務委託化開始（7月）</li> <li>• 鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、新焼却炉建設に関する勉強会を開催（10月）</li> <li>• 鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会を2回開催（1月、3月）</li> <li>• 戸別収集モデル地区（七里ガ浜、鎌倉山、山ノ内）における戸別収集を終了（2月）</li> <li>• 「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画」を策定（3月）</li> <li>• 第4次鎌倉市まち美化行動計画策定（3月）</li> <li>• 第3次鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画策定（3月）</li> <li>• 雨水貯留槽購入費補助金制度終了（3月） 雨水貯留槽購入費補助金交付件数 平成23年度(2011年度)…54件、平成24年度(2012年度)…40件、平成25年度(2013年度)…34件 平成26年度(2014年度)…29件、平成27年度(2015年度)…27件 平成8年度(1996年度)から平成27年度(2015年度)までの累計428件</li> <li>• 第3期鎌倉市環境基本計画、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画、鎌倉市環境教育行動計画を策定（3月）</li> </ul>
平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設立し、ごみ処理の広域連携についての覚書を締結（7月）</li> <li>• 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を2回開催（8月、3月）、ごみ処理広域化実施計画策定に向けた基本事項を整理するため、勉強会2回開催（10月、3月）</li> <li>• 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について」（答申）（8月）</li> <li>• 「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」策定（10月）</li> <li>• 名越クリーンセンター持込みごみ受け入れ施設設置工事着手（12月）</li> </ul>

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「事業系ごみ処理手数料の改定について」(諮問)(1月)</li> <li>・ 鎌倉市エネルギー基本計画、鎌倉市エネルギー実施計画の見直し(3月)</li> <li>・ 地域(西御門自治会)及び事業者(医療法人湘和会湘南記念病院)の大型生ごみ処理機モデル事業が終了(3月)</li> </ul>
平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「事業系ごみ処理手数料の改定について」(答申)(4月)</li> <li>・ 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を4回開催(5月、8月、11月、3月)、ごみ処理広域化実施計画策定に向けた基本事項を整理するため、勉強会3回開催(6月、1月、3月)</li> <li>・ 名越クリーンセンター持込みごみ受け入れ施設設置工事完了(6月)</li> <li>・ 今泉クリーンセンター煙突解体工事着手(7月)</li> <li>・ 製品プラスチック及び布類の収集品目を拡大(10月)</li> <li>・ ごみ処理手数料改定(1月) 事業系 10kg 210円→250円</li> <li>・ 鎌倉市災害廃棄物等処理計画を改訂(3月)</li> <li>・ 事業者(株式会社紀ノ國屋)の大型生ごみ処理機モデル事業が終了(3月)</li> <li>・ 神奈川県から最終処分場6号地の一般廃棄物最終処分場廃止の確認をしたことの通知受理(3月)</li> </ul>
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ COOL CHOICE賛同登録(5月)</li> <li>・ 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を2回開催(5月、8月)、ごみ処理広域化実施計画策定に向けた基本事項を整理するため、勉強会5回開催(4月、5月、7月、8月、10月)</li> <li>・ かまくらプラごみゼロ宣言(10月)</li> <li>・ 今泉クリーンセンター煙突解体工事完了(10月)</li> <li>・ 最終処分場6号地の農地への復元工事が完了(2月)</li> <li>・ 新たな焼却施設を建設せず、ゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を進める方向に方針転換(3月)</li> </ul>
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を2回開催(5月、11月)、ごみ処理広域化実施計画策定に向けた基本事項を整理するため、勉強会2回開催(6月、1月)</li> <li>・ 食品ロス削減の推進に関する法律施行(10月)</li> <li>・ 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(素案)を公表(11月)</li> <li>・ 台風15号(9月)及び19号(10月)により発生した災害廃棄物の臨時減免を実施(9、10、11月)</li> <li>・ 鎌倉市と神奈川県企業庁がプラごみ削減・水道水PRのため、鎌倉駅西口駅前広場のウォーターステーション設置に関する覚書を締結(1月)</li> <li>・ 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」(諮問)(1月)</li> <li>・ 鎌倉市気候非常事態宣言を表明(2月)</li> <li>・ ゼロカーボンシティを表明(2月)</li> <li>・ 鎌倉市とウォータースタンド株式会社とのかまくらプラごみゼロ宣言にかかる連携と協力に関する協定を締結(2月)</li> <li>・ 一般廃棄物最終処分場6号地を地権者に返還(2月)</li> <li>・ 鎌倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定(3月)</li> <li>・ 鎌倉市エネルギー基本計画、鎌倉市エネルギー実施計画の見直しを地球温暖化対策地域実行計画見直し後に検討することとした(3月)</li> <li>・ 第5次鎌倉市まち美化行動計画策定(3月)</li> </ul>
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鎌倉市役所本庁舎等57施設への再生可能エネルギー100%電気を導入(2月)</li> <li>・ 鎌倉市とリネットジャパンリサイクル株式会社との小型家電リサイクルにかかる連携と協力に関する協定の締結(5月)</li> </ul>

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第3次一般廃棄物処理基本計画の見直しにあたっての意見」(7月)</li> <li>▪ 「世界首長誓約/日本」に署名(8月)</li> <li>▪ 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画を策定(8月)</li> <li>▪ 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を2回開催(7月、12月)、勉強会1回開催(11月)</li> </ul>
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について」(答申)(6月)</li> <li>▪ 「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)」改定(6月)</li> <li>▪ 鎌倉駅西口駅前広場のウォーターステーションの供用開始(7月)</li> <li>▪ 縦型乾式メタン発酵施設による実証実験開始(8月)</li> <li>▪ 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「事業系一般廃棄物処理手数料(植木剪定材)の改定について」(諮問)(1月)</li> <li>▪ 鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託契約審査委員会要領の制定(1月)</li> <li>▪ 深沢クリーンセンター用地の縮小及び事務室移転(鎌倉市営住宅集約化事業による)(3月)</li> <li>▪ 第1回鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託公募型プロポーザル(3月)</li> </ul>
令和4年度 (2022年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第2回鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託契約審査委員会(公募型プロポーザル)(4月)</li> <li>• 「不測の事態等における廃棄物の処理に関する協定」の締結(㈱ナリコー、㈱ミダック、㈱市原ニューエナジー)(4月)</li> <li>• 第3期鎌倉市環境基本計画、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)、鎌倉市環境教育行動計画改訂(5月)</li> <li>• 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「事業系一般廃棄物処理手数料(植木剪定材)の改定について」(答申)(5月)</li> <li>• 「不測の事態等における廃棄物の処理に関する協定」の締結(エコシステム千葉㈱)(5月)</li> <li>• 事業系可燃ごみの縦型乾式メタン発酵施設による資源化開始(6月)</li> <li>• 洗剤等の使用済みつめかえパックを回収する「しげんポスト」を設置(7月)</li> <li>• 鎌倉市生活環境整備審議会「鎌倉市名越中継施設整備基本計画の策定について」(諮問)(11月)</li> <li>• 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「鎌倉市における戸別収集のあり方について」(諮問)(1月)</li> <li>• 「不測の事態等における廃棄物の処理に関する協定」の締結(㈱アクトリー)(3月)</li> </ul>
令和5年度 (2023年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ごみ処理手数料(事業系一般廃棄物(植木剪定材)の改定(4月) 事業系 10kg 130円→210円</li> <li>• 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「事業系一般廃棄物処理手数料(植木剪定材以外のもの)の改定について」(答申)(5月)</li> <li>• 鎌倉市生活環境整備審議会「鎌倉市名越中継施設整備基本計画の策定について」(答申)(8月)</li> <li>• 鎌倉市名越中継施設整備基本計画策定(8月)</li> <li>• 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「臨時ごみ等の見直しについて」(諮問)(10月)</li> <li>• 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「臨時ごみ等の見直しについて」(答申)(12月)</li> <li>• 「不測の事態等における廃棄物の処理に関する協定」の締結(光陽産業㈱)(12月)</li> </ul>
令和6年度 (2024年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「鎌倉市における戸別収集のあり方について」(答申)(4月)</li> <li>• 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について」(諮問)(8月)</li> <li>• 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(地域脱炭素化促進事業編)策定(10月)</li> <li>• ごみ処理広域化に先立つ処理体制変更等に伴い、棒状・板状等粗大ごみ等(粗大ごみ処理手数料300円を追加)の制度新設のうえ、臨時ごみ制度を廃止(10月)</li> <li>• 粗大ごみ等の収集体制強化のうえ、クリーンセンターへのごみの持込み制度を廃止(10月)</li> </ul>

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
令和6年度 (2024年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ごみ処理手数料（事業系一般廃棄物（植木剪定材以外のもの）の改定（10月） 事業系 10kg 250円→400円</li> <li>• 鎌倉市名越中継施設整備業務委託事業者選定・契約締結（12月）</li> <li>• 鎌倉市家庭系ごみ戸別収集実施計画（12月）</li> <li>• カーボンニュートラルのまちづくりに向けた連携協定の締結（東京ガス株）（1月）</li> <li>• 自区外搬送、土曜日搬送開始（1月）</li> <li>• 産業廃棄物（かんなくず）の受け入れ停止（1月）</li> <li>• 名越クリーンセンター焼却停止に伴い、今泉クリーンセンターでの家庭系ごみの受入れ開始（1月）</li> <li>• 逗子市と可燃ごみの焼却処理の事務委託に係る協議書等を締結（1月）</li> <li>• 名越クリーンセンター焼却停止（1月）</li> </ul>